

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		敷地内に広い空地进行を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第59条の2第1項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	総合設計許可準則の一部改正について (平成9年6月13日住街発第74号) 総合設計許可準則の一部改正について (平成20年12月25日国住街発第175号) 総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について (平成9年6月13日住街発第75号) 総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について (平成20年12月25日住街発第176号) さいたま市総合設計制度許可取扱基準 (平成18年4月1日より運用、令和5年4月1日最終改正) 建築基準法第59条の2の規定の運用について (平成23年3月25日国住街第186号) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について (平成26年12月5日国住街第145号) 水災害対策と連携した総合設計制度の活用について (令和2年9月7日国住街第110号) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定の運用について (令和3年10月20日国住街第157号) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について (令和3年12月20日国住街第186条)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 令和5年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	90日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定平成21年7月1日最終改正
備 考		